

令和元年第3回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

11月定例会会議録

令和元年11月20日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和元年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会（午後2時）	3
広域連合長のあいさつ	3
議事日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 認定第1号 平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合 一般会計・後期高齢者医療特別会計 決算認定の件	3
日程第4 一般質問	7
広域連合長の閉会のあいさつ	13
閉会宣告（午後2時37分）	13
会議録署名	14

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和元年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録

令和元年11月20日（水曜日） 午後2時開議

○出席議員

1番	金子 恵美	2番	山本 智子
3番	辻 淳子	4番	加藤 仁子
5番	青谷 幸浩	6番	宮本 恵子
7番	山田 正司	8番	吉瀬 武司
9番	岩 為俊	10番	松岡 ちひろ
11番	板東 敬治	12番	寺坂 修一
14番	田中 久夫	15番	京谷 精久
16番	吉川 茂樹	17番	久保田 和典
18番	河部 優	19番	永谷 幸弘
20番	野村 守		

○説明のため出席した者

広域連合長	野田 義和
副広域連合長	永藤 英機
副広域連合長	澤井 宏文
副広域連合長	藤原 龍男
事務局長	小野 雅一
事務局次長兼 総務企画課長	大森 秀樹
資格管理課長	桑田 直記
給付課長	石田 英之

○職務のため出席した者

書記	大本 雄二
書記	松岡 保和

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 認定第1号 平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計 決算認定の件

日程第4 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○辻議長 ただいまより令和元年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を開会します。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長、お願いいたします。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 広域連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

先日実施されました連合長選挙におきまして、引き続き連合長の任に当たることになりました。微力ではございますが、制度の円滑な運営に努めてまいりますので、改めましてどうぞよろしくお願い申し上げます。

議会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成30年度一般会計・特別会計の決算認定につきましてご審議をお願いすることにいたしております。

議案の内容につきましては後ほどご説明をさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○辻議長 本日の出席議員は18名で、議員定数20名の半数以上の定足数に達しております。

これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番、岩為俊議員、10番、松岡ちひろ議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日11月20日の一日としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○辻議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日11月20日の一日と決定しました。

日程第3、認定第1号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野事務局長。

〔事務局長 小野雅一君 登壇〕

○小野事務局長 認定第1号「平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」につきましてご説明いたします。

資料は、お手元の平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書でございます。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり決算審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただきたく提案するものでございます。

まず、4ページ、5ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入でございます。歳入合計といたしましては、4ページ下段、予算現額1億9,490万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億9,417万6,891円となっております。

主な内容といたしまして、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額1億6,223万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額でございます。

2款国庫支出金につきましては、予算現額345万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに280万182円でございます。

4款繰越金につきましては、予算現額2,908万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,908万9,462円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

一般会計の歳出でございます。歳出合計といたしましては、6ページ下段、予算現額1億9,490万1,000円に対しまして、支出済額は1億7,866万6,663円で、不用額は1,623万4,337円でございます。

主な内容といたしまして、2款総務費、1項総務管理費につきましては、予算現額1億8,801万7,000円に対しまして、支出済額は1億7,718万4,455円でございます。不用額1,083万2,545円につきましては、入札に伴いジェネリック希望カードなど各種印刷物の作成経費が減少したことや派遣職員の異動に伴い職員人件費単価が減少したことなどによるものでございます。

以上、一般会計歳出予算現額に占める支出済額（執行率）は91.7%で、歳入歳出差引残額につきましては6ページ欄外、1,551万228円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、10ページから19ページに記載しております。

次に、22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、3、歳入歳出差引額は1,551万円、5、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

続きまして、決算書26ページ、27ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。歳入合計といたしましては、26ページ下段、予算現額1兆1,485億9,290万6,000円に対しまして、調定額は1兆1,686億1,866万9,423円、収入済額は1兆1,673億7,540万3,359円で、予算現額と収入済額との差額はプラス187億8,249万7,359円でございます。

主な内容といたしましては、1款市町村支出金につきまして、予算現額2,032億7,858万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2,025億6,367万6,097円でございます。

予算現額と収入済額との差額7億1,490万5,903円につきましては、主に、当初見込んでいたよりも被保険者数が減少したことにより、市町村で徴収した広域連合へ納付いただく保険料等負担金が減少したことによるものでございます。

2款国庫支出金の収入済額につきましては3,750億6,136万6,039円、3款府支出金の収入済額につきましては937億8,942万5,744円、4款支払基金交付金の収入済額につきましては4,607億5,293万4,000円となっております。

なお、10款諸収入、2項雑入におきましては、各種返納金等を計上しておりますが、収入未済となった債権のうち、時効が成立した2,813万9,426円につきましては、今年度初めて不納欠損処分を行いました。

次に、28ページ、29ページをごらんください。

特別会計の歳出でございます。歳出合計といたしましては、28ページ下段、予算現額1兆1,485億9,290万6,000円に対して、支出済額は1兆1,364億2,496万7,244円、不用額は121億6,793万8,756円でございます。

主な内容といたしまして、1款総務費につきましては、予算現額28億4,089万6,000円に対しまして、支出済額は26億1,462万2,031円でございます。不用額2億2,627万3,969円につきましては、電算処理システムの機器更新に当たり、電算処理システム整備業務に係る委託料が当初の見込みより低く抑えられたことや入札に伴い電算処理システム機器に係る賃借料が減少したことなどによるものでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、予算現額1兆600億7,739万3,000円に対しまして、支出済額は1兆508億3,588万7,894円でございます。

2項高額療養諸費につきましては、予算現額524億8,583万円に対しまして、支出済額は500億57万1,667円でございます。

以上、特別会計歳出予算現額に占める支出済額（執行率）は98.9%で、歳入歳出差引残額につきましては、28ページ欄外、309億5,043万6,115円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、32ページから47ページに記載しております。

次に、50ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、3、歳入歳出差引額は309億5,043万6,000円、5、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

次に、53ページをお開きください。

財産に関する調書でございますが、1、物品につきましては、広域連合の備品で取得価格1品10万円以上の物品及び年度途中での台数等の増減を記載しております。

なお、表中のスライド収納式書庫は、個人情報に係るセキュリティ強化及び執務室の環境改善のため、新たに購入したものでございます。

2、基金、後期高齢者医療給付費準備基金は保険料で充当すべき医療給付等に要する費用の財源に充てることを目的として、平成20年2月15日に設置したものでございます。決算年度中増減高はプラス16億1,173万7,000円、決算年度末現在高は156億9,583万5,000円となっております。

なお、別冊で、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果をご説明する書類もあわせて提出いたしております。

また、決算書の内容につきましては、地方自治法第233条の規定に基づきまして、明松、松岡両監査委員に審査をお願い申し上げ、その結果につきましては、平成30年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見書として提出いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○辻議長 認定第1号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○辻議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定

しました。

日程第4、一般質問を行います。

松岡ちひろ議員より発言の通告がありますので、これを許可します。

松岡議員。

〔10番 松岡ちひろ君 登壇〕

○松岡議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、通告に従いまして、一般質問を行っていききたいと思います。

まず、第1に1つ目、歯科健康診査の受診率向上についてお尋ねをしたいと思います。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、平成30年度から全市町村において実施されていますが、その経緯をお尋ねいたします。

2つ目は保険料収納対策実施計画についてです。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、保険料収納対策実施計画において、市町村や広域連合それぞれの取組みについて定めておられるようですが、まずこの大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画とはどのようなものなのか、お聞きをいたします。

3つ目、保険料軽減特例の見直しについてです。

平成30年第1回議会2月定例会において、我が党の議員が保険料軽減特例の見直しについて質疑を行いました。その中で、保険料軽減特例の見直しにより、平成30年度から所得割2割軽減が廃止されることに伴い、全被保険者の約10%に当たる約12万人、さらに被用者保険の元被扶養者については、均等割が7割軽減から5割軽減に見直されることによって、全被保険者の約3%に当たる約3万人の方が影響を受けると答弁されていました。また、令和元年度にも、さらに保険料軽減特例の見直しが行われると伺っております。平成30年度と令和元年度それぞれで保険料軽減特例の見直しによる影響額は幾らだったのでしょうか。また、1人当たりによればどれくらいの負担増になっているのかお尋ねをして、私からの1回目の質問を終わらせていただきます。

○辻議長 質問に対し、理事者の答弁を求めます。

石田給付課長。

〔給付課長 石田英之君 登壇〕

○石田給付課長 私からは、歯科健康診査の受診率向上についてお答えします。

歯科健康診査につきましては、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎などの疾病を予防するため歯科健康診査を実施する市町村に対して、平成27年度より補助金を交付する補助事業で事

業を開始し、平成29年度には府下23市町において実施しておりました。平成30年度より本広域連合が実施主体となり、全市町村において実施しております。

以上でございます。

○辻議長 桑田資格管理課長。

[資格管理課長 桑田直記君 登壇]

○桑田資格管理課長 私からは、2点目にありました保険料収納対策実施計画についてお答えいたします。

後期高齢者医療保険料は、国、府及び市町村からの負担金及び補助金のほか、他の医療保険制度からの支援金などとともに、後期高齢者医療制度の運営に必要不可欠な財源となっており、その保険料収入の確保は被保険者間の負担の公平性を確保することのみならず、支援金を負担している現役世代の理解を得る観点からも、極めて重要と認識しております。

大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画は、これらを踏まえ、効果的かつ効率的な収納対策を推進することにより、保険料収納率のさらなる向上に努め、もって本制度の安定的な運営に寄与することを目的として毎年度、策定しております。

まず、収納事務を担っている市町村の取組みといたしましては、市町村の広報誌やホームページの積極的活用を初めとする広報活動、普通徴収の対象者の納め忘れ等について、特に有効な手段である口座振替の推進、金融機関等に出向くことなく夜間、休日等の納付が可能で、利便性の向上を図ることができるコンビニ収納の実施、さらには督促状、催告書の送付の徹底、電話による督促、電話で連絡のとれない方などに対する臨戸訪問、関係部署との連携、未納者に対する納付相談、短期被保険者証の活用、滞納処分の実施といった事項について定めており、各市町村の実情に応じた的確な収納対策の推進を図っていただきたいと思います。

次に、広域連合の取組みといたしましては、市町村に対する指導監督権限のある大阪府と協力しながら、収納事務を担っている市町村に対して必要な助言や援助を行っていくことで府内全体の保険料収納率の向上を目指し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう、収納に係る情報収集及び提供、取組み強化のための市町村訪問協議、収納担当者会議の開催などについて定めているところでございます。

次に、3点目にありました保険料軽減特例の見直しについてお答えいたします。

平成30年度に保険料所得割2割軽減が廃止されたことに伴う影響額は約7億2,300万円、1人当たりでは年間6,065円でございます。次に、令和元年度に保険料均等割が9割軽減から8

割軽減に見直されたことに伴う影響額は約14億2,600万円、1人当たりでは年間5,149円でございます。また、平成30年度に元被扶養者の保険料均等割が7割軽減から5割軽減に見直されたことに伴う影響額は約3億4,500万円、1人当たりでは年間1万2,980円でございます。同じく令和元年度に元被扶養者の保険料均等割軽減が資格取得後2年間限りとされたことに伴う影響額は約6億3,700万円、1人当たりでは年間2万5,746円でございます。

以上でございます。

○辻議長 松岡議員、続いて質問はありますか。

松岡議員。

[10番 松岡ちひろ君 登壇]

○松岡議員 それぞれの答弁ありがとうございます。

それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず1つ目、歯科健康診査の受診率向上についてです。

平成30年度主要な施策の成果では、平成30年度の健康診査受診率は23.38%となっておりますが、平成30年度から実施した歯科健康診査の受診率は16.56%となっております。周知などに課題があるのではないかと感じておりますが、広域連合としてのお考えをお尋ねいたします。

次に2つ目、保険料収納対策実施計画についてです。

大阪府後期高齢者医療広域連合保険料収納対策実施計画では、市町村の取組みとともに、広域連合の取組みについても定めており、例えば今の答弁にもありました電話による督促、電話で連絡がとれない方などに対する臨戸訪問、関係部署との連携について、私は直接ご本人とお話をさせていただくことは欠かしてはならない、文書送付だけの差し押さえはあってはならないと思うわけですが、では実際に計画にあっても各市町村、どこまで取り組んでいるのだろうかという疑問があるわけです。市町村の実情にあわせて的確にと任せっ放しになっているのではないかと感じておりますが、この計画を履行すべく、広域連合としては、平成30年度は具体的にはどのような取組みを行っていただいたのかお聞きをいたします。

3つ目の保険料軽減特例の見直しについてですが、後ほど要望という形で申し上げることにいたしますので、2回目の質問は以上で終わらせていただきます。

○辻議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

石田給付課長。

[給付課長 石田英之君 登壇]

○石田給付課長 口腔機能の低下は、栄養状態の悪化などにより、フレイル状態に陥ること

にもつながることから、歯科健康診査の受診率の向上を図ることは大変重要であると考えております。

平成29年度の23市町での受診率は3.40%でしたが、平成30年度は初年度ながら16.56%と、高い受診率を実現できました。しかしながら、さらなる受診率の向上が必要であると考えております。

周知につきましては、健康診査と同様に、対象となる被保険者に案内を郵送しておりますが、さらなる受診率の向上を図るため、本広域連合における各種通知に受診を勧奨する一文を入れるなど、周知方法を工夫してまいります。

以上でございます。

○辻議長 桑田資格管理課長。

〔資格管理課長 桑田直記君 登壇〕

○桑田資格管理課長 2点目にありました保険料収納対策実施計画についてお答えいたします。

収納に係る情報収集及び提供についてでございますが、各市町村における保険料収納率を定期的に調査して市町村別の収納率を集計するとともに、前年度と比較して収納率が大きく向上した市町村からは先駆的、有効的な収納対策の取組み事例を収集し、逆に収納率が低位であった市町村に対しては、収納対策上の問題点や改善に係る立案を求め、それらを取りまとめて市町村間の収納対策に係る認識の共有化を図りました。また、保険料収納対策の取組みとしてホームページに掲載いたしました。また、収納率の低い市町村の担当部署を訪問し、収納担当者から取組み内容をお聞きした上で、より収納率が向上するような具体的な提案を行うなど、取組み強化に向けた協議を行いました。

さらに、大阪府と合同で収納担当者会議を開催し、収納対策について市町村間での情報共有を進めるとともに、収納対策に精通している市町村の職員や弁護士を講師として招き、研修を開催するなど、収納担当者のレベルアップに努めました。引き続き、収納事務を担っていただいている市町村と指導監督権限を有している大阪府と連携しながら収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻議長 松岡議員、続いて質問はございますか。

松岡議員。

〔10番 松岡ちひろ君 登壇〕

○松岡議員 それぞれの答弁ありがとうございます。

それでは、質問回数に限りがありますので、少し長くなりますが、最後3回目、要望とさせていただきますと思います。

まず1つ目の歯科健康診査の受診率向上についてです。

7月の広域連合議会のときにいただいた説明資料にも、健診受診率状況がありますが、それを見れば、例えば私の派遣元となる枚方市でいえば、健康診査受診率は府下27位、22.51%であるのに対して、歯科健診では41位で9.82%となっております。数字だけ見れば、周知方法に課題があると言わざるを得ないわけです。答弁でも、歯科健診は重要な事業だと認識をしていただいているということですので、高齢者の健康維持のために受診率の向上に向け、しっかりと取り組んでいただくよう重ねて求めておきたいと思います。

2つ目の保険料収納対策実施計画についてです。

広域連合として、市町村への訪問や研修の実施などを通じ、支援を行っているとのことでありました。保険料を納めていただくには、悪質な滞納者に対しては毅然とした姿勢で接していかなければならないことは言うまでもありませんが、気になるのが、数字的な収納率向上だけの追求になってしまわないような、ちょっとした心がけを広域連合自身もしっかり持っていただきたいと思うわけです。言うまでもなく、医療保険は市民にすれば、命を守るために欠かせないものであります。後期高齢者医療は特に高齢の方の保険となるわけです。保険料が滞納となるのは年金からの天引きの方ではなく、その手続きができていない方やもしくはできないくらいに低年金、無年金の方ではないでしょうか。年金が唯一の収入の方など、生活していくには本当に大変な方もおられます。ご自身だけの力ではなかなか改善することも難しくなっている方もおられるのではないのでしょうか。ですので、なぜ保険料の支払いが滞っているのか、1人ひとりに寄り添いながら、生活状況をしっかりとお聞きをして、丁寧な対話のもとで収納対策が必要です。また、滞納となっている方の中では、後期高齢者医療保険料のみならず、市税や介護保険料などもあわせて滞っていることも考えられます。ですので、関係部署が連携して取り組むことは大切だと思います。収納事務は市町村に担っていただいているとのことですが、広域連合として、そういった視点を特に意識をしていただきながら、本日認定をした意見書、個々の案件に応じた適切にということにも基づいて市町村に対する支援に努めていただきたいと要望いたします。

最後3つ目、保険料軽減特例の見直しについての要望です。

平成20年度に後期高齢者医療制度が発足して以降、先ほどご答弁いただいたように、段階

的に保険料軽減特例が見直しされており、平成30年度、令和元年度においても、被保険者の方々にとっては負担がふえております。また、大阪府後期高齢者医療広域連合が作成している後期高齢者医療制度のしおりを見ると、令和元年度では8.5割や8割軽減の方は令和2年度、また令和3年度に保険料軽減特例が見直されることで、政令本則どおりの7割軽減となることが記載されています。収納対策の質疑を行いました。広域連合のホームページを見れば、市町村の収納対策の取組状況がまとめられており、これには例えば無年金や低所得者へは納付を促す手だてがほとんどなく、納付折衝に時間と手間を費やしてしまう、財産調査をしたが、資力のないことがわかったが、生活保護などの受給要件にも当てはまらないなど悩むことが多いなど、何とも府民の皆さん、そして担当職員の方の苦しい実態を感じるわけです。保険料負担の引き上げは、払えない人をふやしてしまうことに結局つながるのではないのでしょうか。

このように、後期高齢者の被保険者の方々を取り巻く状況がますます厳しくなっているにもかかわらず、さらに国では、現在、後期高齢者医療の窓口負担を現在の原則1割から倍の2割にすることについて検討している状況です。また、今朝のニュースでも取り上げられておりましたが、限度額の引き上げが報道されておりました。このことでは早速私のところに今朝、市民の方から、どうなっていくのだろうかと不安な声も本当に届いている状況です。各都道府県の広域連合は国に対して後期高齢者の窓口負担のあり方については慎重かつ十分な議論を重ねるよう要望していると聞いておりますが、私どもでは根本的にこうした減免制度の枠も非常に少ない現制度下では、制度そのものに疑問も感じております。収納率向上の幾ら締めつけを行っていても、現制度では限界があるのではないのでしょうか。

さらに付け加えさせていただきたいのが、全体医療費コストへの問題です。福岡大学などで教授を務められていた畝博氏は自己負担率が上がったことでの受診行動の影響を過去に調査しておられます。自己負担率が上がれば受診抑制となっている結果が出ており、こうしたあり方が結果的に治療のおくれとなってしまう、医療費が多く必要となって社会的コストが増大する可能性があるのだと指摘がされているところです。こうしたあり方では、受診のおくれで医療費コストがかさむ、コストがかさんで保険料が上がってしまうと、こんな悪循環が繰り返されるだけではないのでしょうか。せめて広域連合としてこれ以上に経済的に困難を抱える府民の皆さんに過剰な負担が生じることがないように、引き続きできる限りのことを行っていただくよう要望するとともに、私どもといたしましても、国に求めていくことを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○辻議長 質問は終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして、原案のとおり認定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。議員の皆様方におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○辻議長 これをもちまして、令和元年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を閉会します。

午後2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 辻 淳子

署 名 議 員 岩 為俊

署 名 議 員 松岡 ちひろ